

# 資料編

## 目次

1	三重県災害廃棄物推計量（県防災対策部）	1
1.1	廃棄物に係る想定手法について	1
1.1.1	災害廃棄物（瓦礫）	1
1.1.2	一般廃棄物（生活ごみ）	3
1.2	災害廃棄物等の発生量 推計結果(市町別)	4
1.3	一般廃棄物（生活ごみ）等の排出量予測結果(市町別)	9
2	三重県災害廃棄物処理応援協定等	10
2.1	三重県災害廃棄物処理応援協定	10
2.1.1	協定書	10
2.1.2	覚書	14
2.1.3	様式類	15
2.2	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理関連協定	19
2.2.1	協定書（三重県環境整備事業協同組合）	19
2.2.2	協定書（三重県産業廃棄物協会）	21
2.2.3	協定書（三重県環境保全事業団）	23
2.2.4	協定書(三重県清掃事業連合会)	25
3	三重県 参考様式集	27
3.1	様式の一覧	27
3.1	様式	28
3.2	仮置場への搬入作業の搬入券（事例）	44
4	国の補助事業の要綱と様式（記入例含む）	46
4.1	災害等廃棄物処理事業費補助金の要綱	46
4.2	廃棄物処理施設災害復旧費補助金の要綱	47
4.3	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金に関する様式集	51
4.3.1	交付フロー	51
4.3.2	災害廃棄物処理事業の報告 様式	52
4.3.3	災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針（別紙（1））	58
4.3.4	補助金交付申請書	59
4.3.5	補助金事業実績報告書	64
4.3.6	別添2 様式 記入例	69
5	環境省 災害廃棄物対策指針の技術資料	79
6	索引	81

# 1 三重県災害廃棄物推計量（県防災対策部）

県防災対策部による災害廃棄物推計量を示します（三重県地震被害想定調査、平成 26 年 3 月）。

## 1.1 廃棄物に係る想定手法について

### 1.1.1 災害廃棄物（瓦礫）

東日本大震災では、岩手県・宮城県・福島県の 3 県の沿岸市町村で発生した災害廃棄物等推計量は約 2,769 万トン（災害廃棄物約 1,686 万トン、津波堆積物約 1,082 万トン）（環境省、2013 年 12 月 25 日現在）。

建物の全壊・焼失による「災害廃棄物」、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の「津波堆積物」の発生量について算定する。

#### 1) 災害廃棄物

環境省（1998）におけるがれき発生量の推定式を用いて算出する。

$$Q1 = s \times q1 \times N1$$

Q1 : がれき発生量

s : 1 棟当たりの平均延床面積（平均延床面積）(m<sup>2</sup>/棟)

q1 : 単位延床面積当たりのがれき発生量（原単位）(t/m<sup>2</sup>)

N1 : 解体建築物の棟数（解体棟数＝全壊棟数）(棟)

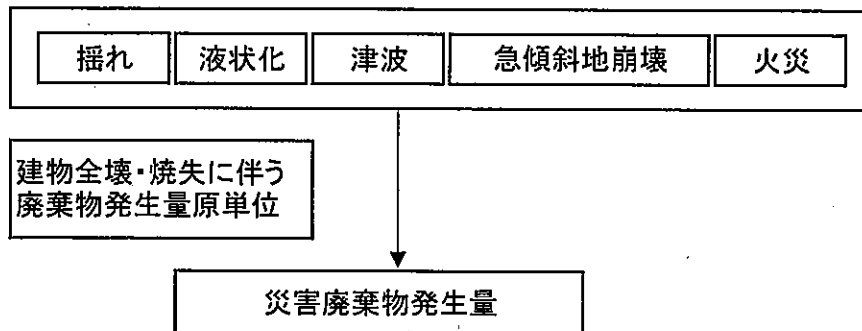


図 1-1.1 災害廃棄物発生量の想定フロー

表 1-1.1 面積あたり瓦礫重量（トン/m<sup>2</sup>）

木造			鉄筋コンクリート造			鉄骨造		
可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
0.194	0.502	0.696	0.120	0.987	1.107	0.082	0.630	0.712

出典：環境省（1998）

木造			非木造		
可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
0.194	0.502	0.696	0.10	0.81	0.91

※非木造については RC 造と S 造の中間的な値として設定

上記は重量換算の災害廃棄物量であり、これを体積換算するため、環境省（2006）の（別添2：産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値））を用いる。具体的には、可燃物としては0.55t/m<sup>3</sup>（木くず）、不燃物としては1.48t/m<sup>3</sup>（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）を用いることとする。

表1-1.2 重量から体積への換算係数 (m<sup>3</sup>/t)

可燃物	不燃物
1.8	0.68

## 2) 津波堆積物

- 東日本大震災における測定結果より津波堆積物の堆積高を2.5cm～4cmに設定し、それに浸水面積を乗じて津波堆積物の体積量を推定する。なお、堆積高の分布状況が把握できておらず平均堆積高の推定が困難であること等 ※ から、津波堆積高は幅を持たせて設定することとする。

※ ① 堆積高の分布状況が把握できていないことから、ここでの推定手法においては、重要な原単位となる平均堆積高の推定が困難である。市街地の多くの地点では2～4cmの堆積高であったが、水田等や地域においては、10～20cm、また、45cmの観測結果もあることから、地域的には、堆積量も推定結果より大きくなることが考えられる。

※ ② 堆積高の測定方法が確立されておらず、また、直後の測定ができていないため、測定結果が必ずしも堆積高の分布状況を把握できていないといえない。

- 推定された体積量に対して、汚泥の体積重量換算係数を用いて津波堆積物の重量を推定する。ここでは、体積重量換算係数として、国立環境研究所の測定結果（体積比重2.7g/cm<sup>3</sup>、含水率骨50%）を用いて $(2.7+2.7)/(1.0+2.7)=1.46$ により算出した1.46t/m<sup>3</sup>、ならびに産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知『（別添2）産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）』（環境省、2006）で示された汚泥1.10t/m<sup>3</sup>）を用いることとする。なお、体積重量換算係数は、時間経過や堆積土砂の圧密により変化すると考えられることから、幅を持たせて設定することとする。

（以上、「津波堆積物処理指針（案）」（一般社団法人廃棄物資源循環学会））

### 1.1.2 一般廃棄物（生活ごみ）

阪神・淡路大震災後の一般廃棄物（生活ごみ）は、震災により総排出量が増大し、道路の寸断、交通の大渋滞と併せ、定曜日に関係なく、また荒・生ごみの区別もなく出されたため、市内至る所にごみの山が築かれる状態であった。

神戸市における1994年と1995年のごみ排出量を比較したものが次表である。

表1-1.3 ごみ排出量（1995年/1994年の比率）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月～12月	平均
家庭ごみ	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	94.6%	95%
	96%			95%			95%		
粗大ごみ	238.1%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	173%
	334%			155%			118%		

出典：神戸市地域防災計画（1997年修正）より

上表を見ると、生ごみを中心とした家庭ごみについては震災後も震災前とほぼ同じ排出量であるが、家具等の粗大ごみについては著しい増加傾向が見られ、震災直後には約4～5倍の粗大ごみが排出され、通常レベルに戻るのに半年以上を要している。

ここでは、この阪神・淡路大震災の事例（震災後の増加率）をもとに、「発生～3ヶ月後」、「3ヶ月後～半年後」、「半年後～1年後」の3つの期間について、市町別の家庭ごみ、粗大ごみの平常時排出量を用いて、震災後のごみ発生量（トン/月）を求めることとする。なお、市町別ごみ排出量（＝収集量）については、「家庭ごみ＝可燃ごみ＋資源ごみ」、「粗大ごみ＝不燃ごみ＋その他＋粗大ごみ」と定義する。





表3 養老-桑名-四日市断層帯の地震における災害廃棄物等発生量

地域区分	市町名	災害廃棄物等発生量	
		(千トン)	(千m <sup>3</sup> )
北勢	桑名市	約 2,100	約 1,900
	いなべ市	約 400	約 300
	木曾岬町	約 90	約 90
	東員町	約 300	約 200
	四日市市	約 5,100	約 4,500
	菟野町	約 100	約 100
	朝日町	約 200	約 200
	川越町	約 300	約 200
	鈴鹿市	約 1,200	約 1,100
	亀山市	約 200	約 200
(小計)	約 9,800	約 8,800	
中勢	津市	約 300	約 200
	松阪市	約 50	約 50
	多気町	-	-
	明和町	約 10	約 10
	大台町	-	-
	(小計)	約 300	約 300
伊賀	伊賀市	約 10	約 10
	名張市	-	-
	(小計)	約 10	約 10
伊勢志摩	伊勢市	約 60	約 60
	鳥羽市	-	-
	志摩市	-	-
	玉城町	-	-
	南伊勢町	-	-
	大紀町	-	-
	度会町	-	-
(小計)	約 70	約 70	
東紀州	尾鷲市	-	-
	紀北町	-	-
	熊野市	-	-
	御浜町	-	-
	紀宝町	-	-
	(小計)	-	-
県計		約 10,000	約 9,200

(参考) 災害廃棄物の内訳

地域区分	市町名	重量換算(千トン)							体積換算(千m <sup>3</sup> )						
		可燃物			不燃物			合計	可燃物			不燃物			合計
		木遣	非木遣	計	木遣	非木遣	計		木遣	非木遣	計	木遣	非木遣	計	
北勢	桑名市	約 300	約 100	約 400	約 800	約 900	約 1,700	約 2,100	約 500	約 200	約 800	約 500	約 600	約 1,200	約 1,900
	いなべ市	約 60	約 20	約 80	約 200	約 100	約 300	約 400	約 100	約 30	約 100	約 100	約 100	約 200	約 300
	木曾岬町	約 20	-	約 20	約 40	約 30	約 70	約 90	約 30	約 10	約 40	約 30	約 20	約 50	約 90
	東員町	約 30	約 20	約 50	約 80	約 100	約 200	約 300	約 60	約 30	約 90	約 60	約 90	約 100	約 200
	四日市市	約 600	約 300	約 900	約 1,700	約 2,400	約 4,100	約 5,100	約 1,200	約 500	約 1,700	約 1,100	約 1,700	約 2,800	約 4,500
	菟野町	約 20	約 10	約 30	約 60	約 50	約 100	約 100	約 40	約 10	約 50	約 40	約 40	約 80	約 100
	朝日町	約 20	約 10	約 30	約 60	約 80	約 100	約 200	約 40	約 20	約 60	約 40	約 50	約 90	約 200
	川越町	約 30	約 20	約 50	約 80	約 100	約 200	約 300	約 60	約 30	約 90	約 60	約 90	約 100	約 200
	鈴鹿市	約 200	約 60	約 260	約 500	約 400	約 900	約 1,200	約 300	約 100	約 400	約 300	約 300	約 600	約 1,100
	亀山市	約 20	約 10	約 30	約 60	約 70	約 100	約 200	約 40	約 20	約 60	約 40	約 50	約 90	約 200
(小計)	約 1,400	約 500	約 1,900	約 3,500	約 4,400	約 7,900	約 9,800	約 2,400	約 1,000	約 3,400	約 2,400	約 3,000	約 5,400	約 8,800	
中勢	津市	約 40	約 10	約 50	約 100	約 100	約 200	約 300	約 70	約 20	約 100	約 70	約 70	約 100	約 200
	松阪市	約 10	-	約 10	約 30	約 10	約 40	約 50	約 20	-	約 20	約 20	約 10	約 30	約 50
	多気町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	明和町	-	-	-	-	-	-	約 10	-	-	-	-	-	-	約 10
	大台町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	約 50	約 10	約 70	約 100	約 100	約 300	約 300	約 90	約 30	約 100	約 90	約 80	約 200	約 300
伊賀	伊賀市	-	-	-	-	約 10	約 10	約 10	-	-	-	-	約 10	約 10	約 10
	名張市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	約 10	約 10	約 10	-	-	-	-	約 10	約 10	約 10
伊勢志摩	伊勢市	約 20	-	約 20	約 40	約 70	約 50	約 60	約 30	-	約 30	約 30	-	約 30	約 60
	鳥羽市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	志摩市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	玉城町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南伊勢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大紀町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	度会町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(小計)	約 20	-	約 20	約 50	約 70	約 50	約 70	約 30	-	約 30	約 30	-	約 40	約 70	
東紀州	尾鷲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	紀北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	熊野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	御浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	紀宝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県計	約 1,400	約 600	約 2,000	約 3,700	約 4,600	約 8,200	約 10,000	約 2,600	約 1,000	約 3,600	約 2,500	約 3,100	約 5,600	約 9,200	



表4 布引山地東縁断層帯（東部）の地震における災害廃棄物等発生量

地域区分	市町名	災害廃棄物等発生量	
		(千トン)	(千m <sup>3</sup> )
北勢	桑名市	約 200	約 200
	いなべ市	-	-
	木曾岬町	約 10	約 10
	東員町	約 10	約 10
	四日市市	約 1,400	約 1,300
	菟野町	約 10	約 10
	朝日町	約 20	約 20
	川越町	約 60	約 50
	鈴鹿市	約 1,100	約 1,000
	亀山市	約 70	約 60
(小計)	約 2,900	約 2,600	
中勢	津市	約 2,200	約 2,000
	松阪市	約 1,500	約 1,400
	多気町	約 60	約 60
	明和町	約 30	約 30
	大台町	約 10	約 10
	(小計)	約 3,800	約 3,500
伊賀	伊賀市	約 10	約 10
	名張市	-	-
(小計)	約 10	約 10	
伊勢志摩	伊勢市	約 100	約 100
	鳥羽市	-	-
	志摩市	約 10	-
	玉城町	約 10	約 10
	南伊勢町	約 10	約 10
	大紀町	約 10	約 10
	度会町	-	-
(小計)	約 200	約 200	
東紀州	尾鷲市	-	-
	紀北町	約 10	約 10
	熊野市	-	-
	御浜町	-	-
	紀宝町	-	-
(小計)	約 10	約 10	
県計		約 6,900	約 6,300

(参考) 災害廃棄物の内訳

地域区分	市町名	重量換算(千トン)						体積換算(千m <sup>3</sup> )							
		可燃物		計	不燃物		計	可燃物		計	不燃物		計		
		木遣	非木遣		木遣	非木遣		木遣	非木遣		木遣	非木遣			
北勢	桑名市	約 30	約 10	約 30	約 70	約 60	約 100	約 200	約 50	約 10	約 60	約 50	約 40	約 90	約 200
	いなべ市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木曾岬町	-	-	-	-	-	約 10	約 10	-	-	-	-	-	約 10	約 10
	東員町	-	-	-	-	-	約 10	約 10	-	-	-	-	-	-	約 10
	四日市市	約 200	約 90	約 300	約 500	約 700	約 1,200	約 1,400	約 300	約 200	約 500	約 300	約 500	約 800	約 1,300
	菟野町	-	-	-	-	約 10	約 10	約 10	-	-	-	-	-	-	約 10
	朝日町	-	-	-	約 10	約 10	約 10	約 20	-	-	約 10	-	約 10	約 10	約 20
	川越町	約 10	-	約 10	約 20	約 30	約 50	約 60	約 20	約 10	約 20	約 10	約 20	約 30	約 50
	鈴鹿市	約 200	約 50	約 200	約 500	約 400	約 900	約 1,100	約 300	約 90	約 400	約 300	約 300	約 600	約 1,000
	亀山市	約 10	-	約 10	約 20	約 30	約 60	約 70	約 10	約 10	約 20	約 10	約 20	約 40	約 60
(小計)	約 400	約 200	約 600	約 1,100	約 1,300	約 2,300	約 2,900	約 700	約 300	約 1,000	約 700	約 900	約 1,600	約 2,600	
中勢	津市	約 400	約 100	約 500	約 900	約 800	約 1,700	約 2,200	約 600	約 200	約 800	約 600	約 500	約 1,200	約 2,000
	松阪市	約 200	約 80	約 300	約 600	約 600	約 1,200	約 1,500	約 400	約 100	約 500	約 400	約 400	約 800	約 1,400
	多気町	約 10	-	約 10	約 30	約 20	約 50	約 60	約 20	-	約 30	約 20	約 10	約 30	約 60
	明和町	約 10	-	約 10	約 20	約 10	約 30	約 30	約 10	-	約 10	約 10	約 10	約 20	約 30
	大台町	-	-	-	約 10	-	約 10	約 10	約 10	-	約 10	約 10	-	約 10	約 10
	(小計)	約 600	約 200	約 800	約 1,500	約 1,500	約 3,000	約 3,800	約 1,100	約 300	約 1,400	約 1,100	約 1,000	約 2,100	約 3,500
伊賀	伊賀市	-	-	-	-	約 10	約 10	約 10	-	-	-	-	-	-	約 10
	名張市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(小計)	-	-	-	-	約 10	約 10	約 10	-	-	-	-	-	-	約 10	
伊勢志摩	伊勢市	約 20	約 10	約 30	約 60	約 40	約 100	約 100	約 40	約 10	約 50	約 40	約 30	約 70	約 100
	鳥羽市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	志摩市	-	-	-	-	-	-	約 10	-	-	-	-	-	-	-
	玉城町	-	-	-	-	約 10	約 10	約 10	-	-	-	-	-	-	約 10
	南伊勢町	-	-	-	約 10	-	約 10	約 10	約 10	-	約 10	約 10	-	約 10	約 10
	大紀町	-	-	-	-	-	約 10	約 10	-	-	-	-	-	約 10	約 10
	度会町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(小計)	約 30	約 10	約 40	約 80	約 60	約 100	約 200	約 60	約 10	約 70	約 50	約 40	約 90	約 200	
東紀州	尾鷲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	紀北町	-	-	-	約 10	-	約 10	約 10	-	-	-	-	-	-	約 10
	熊野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	御浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	紀宝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(小計)	-	-	-	約 10	-	約 10	約 10	-	-	約 10	-	-	-	約 10	
県計		約 1,000	約 300	約 1,400	約 2,700	約 2,800	約 5,500	約 6,900	約 1,900	約 600	約 2,500	約 1,800	約 1,900	約 3,800	約 6,300

表5 頓宮断層の地震における災害廃棄物等発生量

地域区分	市町名	災害廃棄物等発生量	
		(千トン)	(千m <sup>3</sup> )
北勢	桑名市	約 60	約 60
	いなべ市	-	-
	木曾岬町	-	-
	東員町	-	-
	四日市市	約 40	約 40
	菟野町	-	-
	朝日町	-	-
	川越町	約 10	約 10
	鈴鹿市	約 10	約 10
	龜山市	-	-
(小計)	約 100	約 100	
中勢	津市	約 50	約 50
	松阪市	約 40	約 30
	多気町	-	-
	明和町	-	-
	大台町	-	-
	(小計)	約 90	約 80
伊賀	伊賀市	約 400	約 400
	名張市	約 20	約 20
	(小計)	約 400	約 400
伊勢志摩	伊勢市	約 30	約 30
	鳥羽市	-	-
	志摩市	-	-
	玉城町	-	-
	南伊勢町	-	-
	大紀町	-	-
	度会町	-	-
(小計)	約 30	約 30	
東紀州	尾鷲市	-	-
	紀北町	-	-
	熊野市	-	-
	御浜町	-	-
	紀宝町	-	-
	(小計)	-	-
県計		約 700	約 600

(参考) 災害廃棄物の内訳

地域区分	市町名	重量換算(千トン)						体積換算(千m <sup>3</sup> )							
		可燃物			不燃物			可燃物			不燃物			合計	
		木遣	非木遣	計	木遣	非木遣	計	木遣	非木遣	計	木遣	非木遣	計		
北勢	桑名市	約 10	-	約 20	約 40	-	約 40	約 60	約 30	-	約 30	約 30	-	約 30	約 60
	いなべ市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木曾岬町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東員町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四日市市	約 10	-	約 10	約 30	-	約 30	約 40	約 20	-	約 20	約 20	-	約 20	約 40
	菟野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	朝日町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	川越町	-	-	-	約 10	-	約 10	約 10	約 10	-	約 10	約 10	-	約 10	約 10
	鈴鹿市	-	-	-	-	-	-	約 10	-	-	-	-	-	-	約 10
	龜山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(小計)	約 30	-	約 30	約 80	約 20	約 100	約 100	約 60	-	約 60	約 60	約 10	約 70	約 100	
中勢	津市	約 10	-	約 10	約 30	約 10	約 40	約 50	約 20	-	約 20	約 20	約 10	約 30	約 50
	松阪市	約 10	-	約 10	約 20	-	約 30	約 40	約 20	-	約 20	約 20	-	約 20	約 30
	多気町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	明和町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大台町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	約 20	-	約 20	約 50	約 20	約 70	約 90	約 30	-	約 40	約 30	約 10	約 50	約 80
伊賀	伊賀市	約 50	約 30	約 70	約 100	約 200	約 300	約 400	約 80	約 50	約 100	約 80	約 200	約 200	約 400
	名張市	-	-	-	-	約 10	約 20	約 20	-	-	-	約 10	約 10	約 20	約 20
	(小計)	約 50	約 30	約 80	約 100	約 200	約 400	約 400	約 80	約 50	約 100	約 80	約 200	約 200	約 400
伊勢志摩	伊勢市	約 10	-	約 10	約 20	-	約 20	約 30	約 10	-	約 20	約 10	-	約 20	約 30
	鳥羽市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	志摩市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	玉城町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南伊勢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大紀町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	度会町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(小計)	約 10	-	約 10	約 20	-	約 30	約 30	約 20	-	約 20	約 20	-	約 20	約 30	
東紀州	尾鷲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	紀北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	熊野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	御浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	紀宝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県計	約 100	約 30	約 100	約 300	約 300	約 600	約 700	約 200	約 60	約 300	約 200	約 200	約 400	約 600	

### 1.3 一般廃棄物（生活ごみ）等の排出量予測結果(市町別)

表1-2.6 一般廃棄物の排出量予測 [t/月]

地域区分	市町名	発災～3ヶ月後		3ヶ月後～半年		半年～1年後		発災後1年間計		
		家庭ごみ	粗大ごみ	家庭ごみ	粗大ごみ	家庭ごみ	粗大ごみ	家庭ごみ	粗大ごみ	計
北勢	桑名市	約 3,700	約 1,000	約 3,600	約 500	約 3,600	約 400	約 44,000	約 6,700	約 50,000
	いなべ市	約 800	約 600	約 800	約 300	約 800	約 200	約 9,700	約 4,100	約 14,000
	木曽岬町	約 100	約 40	約 100	約 20	約 100	約 10	約 1,500	約 300	約 1,700
	東員町	約 400	約 500	約 400	約 200	約 400	約 200	約 5,100	約 3,300	約 8,300
	四日市市	約 6,900	約 4,400	約 6,800	約 2,000	約 6,800	約 1,600	約 82,000	約 29,000	約 111,000
	菟野町	約 1,000	約 100	約 1,000	約 50	約 1,000	約 40	約 12,000	約 700	約 12,000
	朝日町	約 100	約 100	約 100	約 50	約 100	約 40	約 1,600	約 700	約 2,400
	川越町	約 200	約 200	約 200	約 70	約 200	約 60	約 2,400	約 1,000	約 3,500
	鈴鹿市	約 4,800	約 1,800	約 4,700	約 800	約 4,700	約 600	約 57,000	約 12,000	約 69,000
	亀山市	約 1,300	約 500	約 1,300	約 200	約 1,300	約 200	約 16,000	約 3,200	約 19,000
(小計)	約 19,000	約 9,300	約 19,000	約 4,300	約 19,000	約 3,300	約 231,000	約 60,000	約 291,000	
中勢	津市	約 7,400	約 2,200	約 7,300	約 1,000	約 7,300	約 800	約 88,000	約 14,000	約 102,000
	松阪市	約 4,300	約 1,400	約 4,200	約 600	約 4,200	約 500	約 51,000	約 9,000	約 60,000
	多気町	約 300	約 200	約 300	約 70	約 300	約 60	約 3,300	約 1,000	約 4,400
	明和町	約 500	約 100	約 500	約 60	約 500	約 50	約 6,500	約 900	約 7,400
	大台町	約 200	約 100	約 200	約 70	約 200	約 50	約 2,800	約 900	約 3,700
(小計)	約 13,000	約 4,000	約 13,000	約 1,900	約 13,000	約 1,400	約 151,000	約 28,000	約 177,000	
伊賀	伊賀市	約 2,000	約 500	約 2,000	約 200	約 2,000	約 200	約 24,000	約 3,200	約 27,000
	名張市	約 1,500	約 900	約 1,500	約 400	約 1,500	約 300	約 18,000	約 5,600	約 24,000
	(小計)	約 3,500	約 1,300	約 3,500	約 600	約 3,500	約 500	約 42,000	約 8,700	約 51,000
伊勢志摩	伊勢市	約 3,900	約 800	約 3,900	約 400	約 3,900	約 300	約 46,000	約 5,100	約 51,000
	鳥羽市	約 800	約 400	約 800	約 200	約 800	約 100	約 9,300	約 2,300	約 12,000
	志摩市	約 1,600	約 700	約 1,500	約 300	約 1,500	約 300	約 18,000	約 4,700	約 23,000
	玉城町	約 400	約 70	約 300	約 30	約 300	約 20	約 4,200	約 400	約 4,600
	南伊勢町	約 400	約 100	約 400	約 50	約 400	約 40	約 4,300	約 700	約 5,000
	大紀町	約 200	約 50	約 200	約 20	約 200	約 20	約 2,500	約 300	約 2,800
	度会町	約 200	約 20	約 200	約 10	約 200	約 10	約 2,300	約 100	約 2,400
	(小計)	約 7,300	約 2,100	約 7,300	約 1,000	約 7,300	約 700	約 87,000	約 14,000	約 101,000
東紀州	尾鷲市	約 700	約 70	約 700	約 30	約 700	約 20	約 8,000	約 400	約 8,400
	紀北町	約 600	約 500	約 600	約 300	約 600	約 200	約 7,300	約 3,500	約 11,000
	熊野市	約 500	約 200	約 500	約 80	約 500	約 60	約 6,500	約 1,100	約 7,700
	御浜町	約 200	約 50	約 200	約 20	約 200	約 20	約 2,500	約 300	約 2,800
	紀宝町	約 300	約 100	約 300	約 50	約 300	約 40	約 3,100	約 700	約 3,800
	(小計)	約 2,300	約 900	約 2,300	約 400	約 2,300	約 300	約 27,000	約 6,100	約 33,000
県計		約 45,000	約 18,000	約 45,000	約 8,200	約 45,000	約 6,200	約 538,000	約 115,000	約 653,000

## 2 三重県災害廃棄物処理応援協定等

三重県における協定締結状況は以下の通り。

- ・市町等「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」（平成16年10月29日）
- ・三重県環境整備事業協同組合「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」（平成16年3月30日）
- ・一般社団法人三重県産業廃棄物協会「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書」（平成16年4月28日）
- ・財団法人三重県環境保全事業団「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書」（平成16年10月15日）
- ・一般社団法人三重県清掃事業連合会「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書」（平成26年3月3日）

### 2.1 三重県災害廃棄物処理応援協定

#### 2.1.1 協定書

##### 三重県災害等廃棄物処理応援協定書

###### （目的）

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

###### （定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

- 6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域 とする。

#### (広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

- 2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要がないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

- 3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

#### (本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

#### (現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

#### (応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。
  - (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
  - (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
  - (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
  - (4) 応援要請の場所及び期間
  - (5) 連絡責任者
  - (6) その他必要な事項

#### （経費の負担）

- 第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。
- 2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。
  - 3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

#### （他の協定との関係）

- 第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

#### （民間業者への協力要請）

- 第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

#### （県の組織変更に伴う措置）

- 第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

#### （市町村等の組織変更に伴う措置）

- 第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

#### （協議）

- 第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

(以下、略)

## 2.1.2 覚書

### 三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規定に基づき、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 応援市町村のごみ処理に要する経費は、1トン当たり10,000円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成16年10月29日

(以下、略)

### 三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規定に基づき、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 応援市町村のし尿処理に要する経費は、1キロリットル当たり2,000円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成17年3月1日

(以下、略)



## 2.1.3 様式類

(様式第1号)

年 月 日

三重県知事 様

(市町等名)

### 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請について

このことについて下記により応援調整を要請いたします。

#### 記

#### 1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

〈必要に応じて別紙（様式任意）に記載〉

#### 2 災害等廃棄物処理の計画 〈必要に応じて別紙（様式任意）に記載〉

#### 3 応援要請内容

【ごみ関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 （ t車 台）（必要人員 名） （ t車 台）（必要人員 名） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
一次保管	・ごみ種類及び保管量 （ t） （ t） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	・ごみ種類及び保管量 （ t） （ t） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	・ごみ種類及び保管量 （ t） （ t） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

〈必要に応じて別紙（様式任意）に記載〉

【し尿関係】

項目	内容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集車の種類等            ( t車 台) (必要人員 名)</li> <li>           ( t車 台) (必要人員 名)</li> <li>・ 要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> <li>・ 応援要請場所</li> </ul>
処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ種類及び保管量            ( t)</li> <li>・ 要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> </ul>
その他	

〈必要に応じて別紙（様式任意）に記載〉

3 連絡先

市町名等	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

〈必要に応じて別紙（様式任意）に記載〉

4 その他必要事項

(様式第2号)

年 月 日

(市町等名) 様

(市町等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請について

このことについて下記により応援を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

〈必要に応じて別紙(様式任意)に記載〉

2 災害等廃棄物処理の計画 〈必要に応じて別紙(様式任意)に記載〉

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項目	内容
収集車	・収集車の種類等 ( t車 台) (必要人員 名) ( t車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
一次保管	・ごみ種類及び保管量 ( t) ( t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	・ごみ種類及び保管量 ( t) ( t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	・ごみ種類及び保管量 ( t) ( t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

〈必要に応じて別紙（様式任意）に記載〉

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車の種類等</li> <li>（ t車 台）（必要人員 名）</li> <li>（ t車 台）（必要人員 名）</li> <li>・要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> <li>・応援要請場所</li> </ul>
処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ種類及び保管量</li> <li>（ t）</li> <li>・要請期間 年 月 日～ 年 月 日</li> </ul>
その他	

〈必要に応じて別紙（様式任意）に記載〉

3 連絡先

市町等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

〈必要に応じて別紙（様式任意）に記載〉

4 その他必要事項

## 2.2 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理関連協定

### 2.2.1 協定書（三重県環境整備事業協同組合）

#### 災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書

##### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去及び収集・運搬に関して、三重県（以下「甲」という。）が三重県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

2 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去及び収集・運搬（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要乙の会員の機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に必要乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

##### （協力要請）

第3条 甲は、被災地域の市町村等（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

##### （協力要請の手続き）

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

##### （災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事させるものとする。

2 乙の会員は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 乙は、応援協力を無償で行うものとし、被災市町村に応援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

(損害賠償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境部循環システム推進チーム、乙においては三重県環境整備事業協同組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 本協定の期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年3月30日

甲 津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 野呂昭彦

乙 津市広明町112番地の5  
第3いけだビル 3階  
三重県環境整備事業協同組合  
理事長 木室啓治

## 2.2.2 協定書（三重県産業廃棄物協会）

### 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に発生するがれき等の廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関して、三重県（以下「甲」という。）が社団法人三重県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

2 この協定において「がれき等の災害廃棄物」とは、災害の発生により生じたがれき及びその他応援が必要な廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要乙の協会の施設、機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の協会の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

#### （協力要請）

第3条 甲は、被災地域の市町村等（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

#### （協力要請の手続き）

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

#### （災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の協会の中から必要な人員、車両、資機材等を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事されるものとする。

2 乙の協会員は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

#### （実施の報告）

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 応援協力に要する経費については、被災市町村と乙で協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の協会の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境森林部資源循環室、乙においては社団法人三重県産業廃棄物協会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 本協定の期間は、平成16年4月28日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月28日

甲 津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 野呂昭彦

乙 四日市市鶉の森1丁目2番19号  
マルキビル5階  
社団法人三重県産業廃棄物協会  
会長 木村亮一



## 2.2.3 協定書（三重県環境保全事業団）

### 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に発生するがれき等の廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関して、三重県（以下「甲」という。）が財団法人三重県環境保全事業団（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

2 この協定において「がれき等の災害廃棄物」とは、災害の発生により生じたがれき及びその他応援が必要な廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要乙の施設での受入、機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

#### （協力要請）

第3条 甲は、被災地域の市町村等（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

#### （協力要請の手続き）

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

#### （災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請のあったときは、必要な人員、車両、機材等を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 応援協力に要する経費については、被災市町村と乙とで協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の職員が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境森林部資源循環室、乙においては財団法人三重県環境保全事業団廃棄物管理部業務管理課を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

3 乙の組織の変更が生じた場合、第1項に規定する乙の事務は、変更後の廃棄物処理を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 本協定の期間は、平成16年10月15日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年10月15日

甲 津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 野呂 昭彦

乙 安芸郡河芸町大字上野3258番地  
財団法人 三重県環境保全事業団  
理事長 濱田 直毅

## 2.2.4 協定書(三重県清掃事業連合会)

### 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書

#### (趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分に関して、三重県（以下「甲」という。）が一般社団法人三重県清掃事業連合会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害廃棄物等」とは、大規模災害の発生により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要乙の会員の施設、機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

#### (協力要請)

第3条 甲は、被災地域の市町等（以下「被災市町」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

#### (情報の共有)

第4条 甲は、大規模災害の発生時に円滑な協力が得られるように、発災後速やかに、乙に三重県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

#### (協力要請の手続き)

第5条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

#### (災害廃棄物の処理等の実施)

第6条 乙は、甲からの応援要請に備え応援体制の整備に努めるとともに、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材等を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 応援協力を要する経費については、被災市町と乙で協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定による災害廃棄物の処理等に伴い、器物破損や作業員の負傷等の損害が生じた場合は、その補償について、乙と当該市町等で協議するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、乙においては一般社団法人三重県清掃事業連合会事務局を窓口として行うものとする。  
2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(他の都道府県への応援)

第11条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等の応援を行うために、乙に応援要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

(その他)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第13条 本協定の期間は、平成26年3月3日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月3日

甲 津市広明町13番地  
三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 津市戸木町5012  
一般社団法人三重県清掃事業連合会  
会長 片野 宣之

### 3 三重県 参考様式集

#### 3.1 様式の一覧

三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書（平成 22 年 3 月）に示されている様式を示す。

様式一覧

様式		報告の日安時期
生活ごみ推計発生量 生活ごみ収集・処理の進捗状況 生活ごみ処理の復旧計画・復旧状況	様式 1	地震発生後 約1週間後 地震発生後 約2週間～1ヶ月後 地震発生後 約2週間～1ヶ月後
	様式 2 - 1	
	様式 2 - 2	
し尿推計発生量 し尿収集・処理の進捗状況 し尿処理の復旧計画・復旧状況	様式 3	地震発生後 約1週間後 地震発生後 約2週間～1ヶ月後 地震発生後 約2週間～1ヶ月後
	様式 4 - 1	
	様式 4 - 2	
がれき等の推計発生量（重量） がれき等の推計発生量（容積） がれき等の推計発生量（水害廃棄物） 仮置場の開設状況 再利用・再資源化、中間処理、最終処分計画 がれき等処理の実績報告	様式 5	地震発生後 約1週間～2週間後
	様式 6	地震発生後 約1週間～2週間後
	様式 7	地震発生後 約1週間～2週間後
	様式 8	地震発生後 約1週間～2週間後
	様式 9	地震発生後 約2週間～1ヶ月後
	様式 10	地震発生後 約1ヶ月後以降
災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況について	様式 11	地震発生後 約3日～1週間
(参考) 仮設トイレの配置計画・設置状況・不足状況 仮設トイレ関係 仮設トイレの撤去計画・撤去状況	様式 12	地震発生後 約3日～1週間
	様式 13	地震発生後 約2週間後以降
被災市町に対する連絡体制確認様式		地震発生後速やかに
廃棄物処理施設被災状況確認様式		地震発生後速やかに
廃棄物処理施設への現場確認結果様式		適宜

※出典：「災害廃棄物処理対策マニュアル【資料編】」（平成 19 年 3 月三重県）を一部修正、追加

### 3.1 様式

様式 1

#### 生活ごみ推計発生量

市 町 名			
担当者氏名			
報告年月日	年	月	日
報告の回数	第	次報告	

避難所から発生する生活ごみ（粗大ごみ・廃家電を除く）の推計発生量	
避難所避難人口	推計発生量 ①

住宅から発生する生活ごみ（粗大ごみ・廃家電を除く）の推計発生量	
住宅在宅人口	推計発生量 ②

粗大ごみ・廃家電の推計発生量 ③	
---------------------	--

生活ごみ推計発生量の合計量 ①+②+③	
------------------------	--

今後の発生量の推移に関する予測

様式 2-1

生活ごみ収集・処理の進捗状況

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日                      年                      月                      日

報告の回数                      第                      次報告

生活ごみ収集・処理状況

生活ごみ（粗大ごみ・廃家電を除く）				
発生場所	種 類	収 集 量	処 理 量	処理量が不足している場合の対応
避難所	可燃系	t/日	t/日	
	不燃系	t/日	t/日	
	プラスチック類	t/日	t/日	
	金属類	t/日	t/日	
	計	t/日	t/日	
避難所以外	可燃系	t/日	t/日	
	不燃系	t/日	t/日	
	プラスチック類	t/日	t/日	
	金属類	t/日	t/日	
	計	t/日	t/日	
粗大ごみ・廃家電				
区 分	種 類	収 集 量	処 理 量	処理量が不足している場合の対応
粗大ごみ	可燃系	t/日	t/日	
	不燃系	t/日	t/日	
	計	t/日	t/日	
廃家電	—	t/日 (台/日)	t/日 (台/日)	
合 計		t/日	t/日	

収集・処理の課題（追加の応援要請等）

様式 2-2

生活ごみ処理の復旧計画・復旧状況

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日                      年                      月                      日

報告の回数                      第                      次報告

復旧計画・復旧状況

①避難住民の帰宅状況	帰宅者数	名	避難所残留者数	名
②仮設住宅入居者数	現在（発災後1ヶ月目）	名	2ヶ月目の見込み	名
③粗大ごみの排出状況	発災後2週間目	t/日	現在（1ヶ月目）	t/日

通常収集体制に移行できる見通し



様式 3

し尿推計発生量

市 町 名

担当者氏名

報告年月日

年

月

日

報告の回数

第

次報告

区 分	し尿推計発生量
避難所から発生するし尿	
断水による仮設トイレ利用から発生するし尿	
通常時からし尿収集を行っている世帯から発生するし尿	
計	

今後の発生量の推移に関する予測

--

様式 4-1

し尿収集・処理の進捗状況

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告の回数 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 次報告

し尿収集・処理状況

発生場所	区 分	収 集 量	処 理 量	処理量が不足している場合の対応
避難所	汲み取りし尿	kl/日	kl/日	
	浄化槽汚泥	kl/日	kl/日	
	計	kl/日	kl/日	
避難所以外	汲み取りし尿	kl/日	kl/日	
	浄化槽汚泥	kl/日	kl/日	
	計	kl/日	kl/日	

収集・処理の課題（追加の応援要請等）

--

様式 4-2

し尿処理の復旧計画・復旧状況

市町名

担当者氏名

報告年月日

年

月

日

報告の回数

第

次報告

復旧計画・復旧状況

- |             |             |   |          |   |
|-------------|-------------|---|----------|---|
| ①避難住民の帰宅状況  | 帰宅者数        | 名 | 避難所残留者数  | 名 |
| ②仮設トイレの撤去状況 | 設置基数        | 基 | 撤去基数     | 基 |
|             |             |   | 残存基数     | 基 |
| ③仮設住宅入居者数   | 現在(発災後1ヶ月目) | 名 | 2ヶ月目の見込み | 名 |

通常収集体制に移行できる見通し

様式 5

がれき等の推計発生量 (重量)

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告の回数 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 次報告

発生量の原単位推計

建物の 構造区分	1棟平均 床面積 (㎡)	分別区分毎の発生原単位 (t/㎡)				1棟平均 発生量 (t)
		コンクリートがら	廃木材	金属くず	他残材	
木造						
鉄筋コンクリート造						
鉄骨鉄筋コンクリート造						
鉄骨造						
軽量鉄骨造						
その他						

注) 1棟平均床面積及び分別区分毎の発生原単位については、三重県災害廃棄物処理対策マニュアル検討調査報告書(平成18年3月)等より記入のうえ、予め1棟平均発生量を求めておくこと。

発生量の推計

建物の 構造区分	倒壊建築物 棟数	分別区分毎の1棟平均発生量 (t)				合計発生量 (t)
		コンクリートがら	廃木材	金属くず	他残材	
木造						
鉄筋コンクリート造						
鉄骨鉄筋コンクリート造						
鉄骨造						
軽量鉄骨造						
その他						
計		-	-	-	-	

注) 具体的な発生量が不明の場合は、倒壊建築物棟数から上表の原単位推計を用いて推計する。  
倒壊建築物棟数は「全壊棟数+半壊棟数×0.6」より算出する。

様式 6

がれき等の推計発生量 (容積)

市 町 名

担当者氏名

報告年月日 年 月 日

報告の回数 第 次報告

発生量の原単位推計

建物の 構造区分	1 棟平均 床面積 (m <sup>2</sup> )	分別区分毎の発生原単位 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )				1 棟平均 発生量 (m <sup>3</sup> )
		コンクリートがら	廃木材	金属くず	他残材	
木造						
鉄筋コンクリート造						
鉄骨鉄筋コンクリート造						
鉄骨造						
軽量鉄骨造						
その他						

注) 1 棟平均床面積及び分別区分毎の発生原単位については、三重県災害廃棄物処理対策マニュアル検討調査報告書 (平成 18 年 3 月) 等より記入のうえ、予め 1 棟平均発生量を求めておくこと。

発生量の推計

建物の 構造区分	倒壊建築物 棟数	分別区分毎の 1 棟平均発生量 (m <sup>3</sup> )				合計発生量 (m <sup>3</sup> )
		コンクリートがら	廃木材	金属くず	他残材	
木造						
鉄筋コンクリート造						
鉄骨鉄筋コンクリート造						
鉄骨造						
軽量鉄骨造						
その他						
計		-	-	-	-	

注) 具体的な発生量が不明の場合は、倒壊建築物棟数から上表の原単位推計を用いて推計する。  
倒壊建築物棟数は「全壊棟数+半壊棟数×0.6」より算出する。

様式 7

がれき等の推計発生量 (水害廃棄物)

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告の回数 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 次報告

種 類	発生量		焼却対象物 【       】	資源化対象物 【       】	埋立対象物 【       】	土砂等 【       】
畳	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
長物等	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
木くず ・可燃粗大	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
タイヤ	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
家電製品	( t m <sup>3</sup> )	集積、 処理 ・処分	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
不燃粗大ごみ	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
処理困難物	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
金属くず	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
その他ごみ	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )
計	( t m <sup>3</sup> )		( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )	( t m <sup>3</sup> )

注) 右側の「焼却対象物」等欄の【       】内には、各種の水害廃棄物を集積又は処理・処分する仮置場又は処理施設名等を記入する。

様式 8

### 仮置場の開設状況

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日                      年                      月                      日

報告の回数                      第                      次報告

仮置場の名称	所在地	面積 (㎡)	備考

様式 9

再利用・再資源化、中間処理、最終処分計画

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告の回数 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 次報告

分 別 区 分		処理方法	焼却対象物 (t)	資源化対象物 (t)	埋立対象物 (t)
可燃物	木質系 (木くず)	破碎	—	—	—
		チップ化	—	—	—
		破碎	—	—	—
	畳	破碎	—	—	—
	廃プラ	選別	—	—	—
		減容化	—	—	—
破碎		—	—	—	
不燃物	コンクリート (かれぎ類)	RC	—	—	—
		破碎	—	—	—
	ガラス・陶磁器・瓦	破碎	—	—	—
	金属 (金属くず)	破碎・選別	—	—	—
混合物	石膏ボード	破碎	—	—	—
	現場選別不燃物	破碎	—	—	—
		破碎	—	—	—
廃家電	—	選別	—	—	—
計	(再掲)家電リサイクル		—	—	—



様式 10

がれき等処理の実績報告

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告の回数 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 次報告

① 解体対象 (予定) 棟数	
② 市町解体棟数	
③ 他の主体による解体棟数	
④ 解体棟数計 = ②+③	
解体進捗率 = ④/① (%)	

分別区分	(記入例) 木くず					計
⑤ 推計発生総量 (t)						
再利用・再資源化量 (t)						
焼却量 (t)						
最終処分量 (t)						
⑥ 処理・処分合計量 (t)						
処分率 = ⑥/⑤ (%)						

分別区分	(記入例) 木くず					計
⑦ 仮置場保管量 (t)						
⑧ (処理処分+仮保管) 合計量 = ⑥+⑦ (t)						
(処理処分+仮保管) 率 = ⑧/⑤ (%)						

様式 11

災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況について

(市町名) \_\_\_\_\_ (所属・担当者氏名) \_\_\_\_\_ (連絡先) \_\_\_\_\_

(報告年月日) 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (報告の回数) 第 \_\_\_\_\_ 次報告

1. 災害廃棄物処理事業

被害をもたらした災害 (災害の名称、日付)	市町村名	事業区分 (ごみ処理、 し尿処理等)	災害廃 棄物集 積所数	仮置き場数	仮置き場所在地名称	災害廃棄物量 (m <sup>3</sup> , kl)	事業費見込額 (千円)	被害及び処理の状況

2. 廃棄物処理施設の被害

被害をもたらした災害 (災害の名称、日付)	設置主体名	施設名	規模 (t/日, m <sup>3</sup> (kl) /日)	建設 年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復 旧の状況等

3. 浄化槽（市町村設置型）の被害

被害をもたらした災害 (災害の名称、日付)	設置主体名	施設名	規模 (t/日, m <sup>3</sup> (kl) /日)	建設 年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復 旧の状況等

注) 報告時点で把握できている被害状況を記載すること。(把握できていない項目があってもよい。)

「被害をもたらした災害」の欄には、例えば「台風13号 (H19.9.9~10)」と記載すること。

様式 12

仮設トイレの配置計画・設置状況・不足状況

市 町 名

担当者氏名

報告年月日

年

月

日

報告の回数

第

次報告

仮設トイレの設置計画・設置状況

場所	設置予定数	(設置予定数中) 既設置数

仮設トイレの不足状況

必要数 (見込)	(必要数 (見込) 中) 調達済数	(必要数 (見込) 中) 不足数

既に他市町及び団体等から応援を受けている場合はその状況

--

仮設トイレの撤去計画・撤去状況

市 町 名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告の回数 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 次報告

仮設トイレの撤去計画

場所	設置数（うち障害者用）	（設置数中）撤去数／撤去年月日
計		

撤去後の仮設トイレにおける他市町での利用可能数

仮設トイレの所有形態	利用可能数（うち障害者用）	備 考
市町所有分		
他市町等からの支援分		※ 他市町等の内訳
業者からのリース分		※ 業者名
その他		
計		

**至 急**

被災市町担当課 御中（管轄環境室（環境班）経由）

貴市町の連絡体制を下表に記載の上、至急、管轄環境室あて回答願います。  
 なお、変更があった場合も速やかに回答願います。

県廃棄物対策隊市町ごみし尿処理担当

（参考：被災市町名）

・・・市

市町名	担当課	主(副)担当者	電話番号 (防災行政無線)	FAX番号 (防災行政無線)	メールアドレス
ごみ処理			( )	( )	
し尿処理			( )	( )	
がれき等 処理			( )	( )	

（情報提供）

県への連絡先は、次のとおりです。

	担当室名	主(副)担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
(本庁) 市町ごみし 尿処理担当	廃棄物・リサ イクル課		(NTT) 059-224-2385 (地上系) 8-099-**-8-238 5 (衛生系) 0-P-7-101-8-23 85	(NTT) 059-222-8136	haikik@pref. mie.jp
(地域) 管轄環境室	環境室				

### 3.2 仮置場への搬入作業の搬入券（事例）

出典：三重県手順書 参考資料

家屋の解体等に伴って発生するがれき類等の仮置場への搬入を円滑に行うための方法として、「搬入券」を利用したシステムを事例として示す。

- ・ 仮置場の入口で、搬入物及び搬入券の内容確認を行う。
- ・ 場内では、車両誘導員を配置して、搬入物の分別区分ごとに円滑に搬入させる。
- ・ 搬入順番待ちのため、仮置場入口付近での前夜からの車両放置が出ないように指導する。
- ・ 不法投棄を防止するための体制を整える。

#### ○運搬・搬入指針の内容例

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）

#### 災害廃棄物運搬・搬入を行うにあたっての留意事項

（○○市町○○部）

災害廃棄物を仮置場へ運搬・搬入を行う方は次のことに留意して下さい。

- 1 震災廃棄物の仮置場への搬入には必ず搬入券（次頁参照）が必要です。搬入券は家屋の解体撤去の発注の際にお渡ししてありますので、必ずそれをお持ち下さい。
- 2 指定された仮置場へ搬入してください。仮保管場所の指定は搬入券の券面に示されています。指定された仮置場以外では搬入券は無効ですので、注意して下さい。
- 3 搬入券には有効期限が定められています。有効期限を過ぎたものは無効ですので、再交付を希望される方は、有効期限内に搬入できなかった理由を添えて、再度申請して下さい。
- 4 搬入券は各解体対象家屋ごとに交付していますので、他の現場の物を流用しないで下さい。また、搬入券が余った場合には速やかに○○課震災廃棄物解体撤去事務担当に返納し、当該家屋の解体以外から発生した廃棄物の搬入には使用しないで下さい。
- 5 各仮置場へ搬入ルートを決紙のように定めていますので、このルートに従って搬入して下さい。
- 6 運搬中に積載物が落下、飛散することのないよう、荷台にシートをかけるなどの適切な措置を講じて下さい。
- 7 仮置場では、震災廃棄物を分別区分ごとに受け入れています。解体時に分別した区分ごとに積載し、搬入して下さい。  
分別が不十分なものは受け入れを認めませんので、注意して下さい。
- 8 仮置場の受け入れ時間は搬入券の券面に示たとおりです。必ずこの時間内に搬入して下さい。
- 9 仮置場内では、車両誘導員の指示に従って下さい。
- 10 搬入の順番待ちのために、前夜から仮置場付近の搬入ルートに駐車することは固く禁じます。
- 11 仮置場内付近の搬入ルートで搬入の順番待ちをしている場合には、付近の住民に配慮して、むやみにクラクションを鳴らさないで下さい。また、排気ガス公害防止のため、渋滞時にはエンジンの一時停止の励行をお願いします。  
不明な点、おわかりにならない点がありましたら、以下までにお問い合わせ下さい。

○○市町○○部○○課

震災廃棄物解体撤去事務担当 電話○○-△△△△

仮保管場所担当 電話○○-△△△△

搬入券の書式 (例)

仮置場 ○○ (発行番号)	
廃棄物の種別	木くず 有効期限

搬入許可量	本券により ○トン車 1台の搬入を認める	(市町村の発行者の印)
本券は、住宅から発生する震災廃棄物を仮置場○○へ搬入するための搬入許可券です。		

仮置場 ○○ (発行番号)	
廃棄物の種別	コンクリート塊 有効期限

搬入許可量	本券により ○トン車 1台の搬入を認める	(市町村の発行者の印)
本券は、住宅から発生する震災廃棄物を仮置場○○へ搬入するための搬入許可券です。		

出典：市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル（神奈川県）をもとに一部修正

## 4 国の補助事業の要綱と様式（記入例含む）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html>

### 4.1 災害等廃棄物処理事業費補助金の要綱

#### 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱

##### （通則）

1. 環境省所管に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

##### （交付の対象）

2. この補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村（一部事務組合を含む。）が行う災害等廃棄物処理事業とする。

##### （交付額の算定方法）

3. この補助金の交付額は、別に定める「災害等廃棄物処理事業費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、算定された事業ごとの交付額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

##### （申請手続）

4. この補助金の交付の申請は、別紙（2）に基づき作成し、毎年度別途指示する期日までに環境大臣に提出するものとする。

##### （交付決定までの標準的期間）

5. 環境大臣は、交付申請書が到着した日から原則として7週間以内に交付の決定を行うものとする。

##### （実績報告）

6. この補助金の事業実績報告は、別紙（3）に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。

##### （精算交付申請手続）

7. この補助金について精算交付申請を行う場合は、別紙（4）に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は毎年度3月25日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。



(交付に関する細目)

8. この補助金の細目については、2.、3.、4.、6. 及び7. に掲げる事項のほか、別紙(1) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針<sup>\*</sup>によるものとする。

(その他)

9. 特別の事情により3.、4.、6.、7. 及び8. に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

※3.1.4 に記載

## 4.2 廃棄物処理施設災害復旧費補助金の要綱

### 廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

1. 環境省所管に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

2. この補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽(市町村整備推進事業)、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設に係る災害復旧事業とする。

(交付額の算定方法)

3. この補助金の交付額は、別に定める「廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1(平成16年新潟県中越地震による災害によって被害を受けた施設にあつては10分の8)を乗じて得た額とする。

ただし、算定された事業ごとの交付額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

4. この補助金の交付の申請は、別紙(2)に基づき作成し、毎年度別途指示する期日までに環境大臣に提出するものとする。

広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社については、上記に準じて作成し、都道府県を介さず直接環境大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

5. 環境大臣は、交付申請書が到着した日から原則として7週間以内に交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

6. この補助金の事業実績報告は、別紙(3)に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。

(精算交付申請手続)

7. この補助金について精算交付申請を行う場合は、別紙(4)に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は毎年度3月25日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。

(交付に関する細目)

8. この補助金の交付に関する細目については、2.、3.、4.、6.及び7.に掲げる事項のほか、別紙(1)廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助方針、平成17年4月11日環廃対発第050411001号環境事務次官通知別紙循環型社会形成推進交付金交付要綱、昭和53年5月31日厚生省環第382号厚生事務次官通知別紙廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱、平成4年5月22日厚生省生衛第549号厚生事務次官通知別紙広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱及び平成13年8月8日環廃産第369号環境事務次官通知別紙廃棄物処理施設整備費(PCB廃棄物処理施設整備事業)国庫補助交付要綱を準用する。

(その他)

9. 特別の事情により3.、4.、6.、7.及び8.に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

F A X

被災市町（一部事務組合・広域連合）担当課 御中

（管轄環境室（環境班）経由）

貴市町等の廃棄物処理施設に関する状況について把握いたしたいので、管轄環境室あて回答願います。

なお、回答にあたっては、施設毎に変更があった場合も速やかに回答願います。

----- 県廃棄物対策隊市町ごみし尿処理担当 -----

※ 施設毎での記載を基本とします。適宜、複写のうえ回答してください。

（ 月 日 時 分現在）

		記入欄
市町等（施設）名称	市町等名称、処理施設名称の記載	
施設区分等	ごみ焼却施設、RDF施設、し尿処理施設、リサイクル施設等の記載	
住所	住所の記載	
担当者氏名等	担当者氏名、連絡先の記載	
人的被害関係	災害発生による施設内での人的被害の有無	
施設の稼働状況	施設の稼働の有無。稼働している場合の稼働率（例：2系統のうち1系統破損のため稼働率50%）	
施設の点検状況	点検状況の記載（例：目視点検済、個々の機器点検中、点検完了等）	
稼働していない場合での原因	停電、断水、人員の不足、道路遮断、機械の破損、点検中等	
大規模な破損	施設の稼働に影響があると考えられる破損の有無（例：炉の損壊、煙突の破損、破碎機の破損等）	
その他施設稼働に直接関係しない破損の状況	施設の稼働に直接関係しない破損の有無（例：管理棟の破損等）	
ごみピット、予備貯留槽等の残余能力	残余能力の記載	
施設復旧の目処	復旧目処の時期の記載	

(報告様式) 一般廃棄物処理施設への現場確認結果

( 月 日 時 分現在)

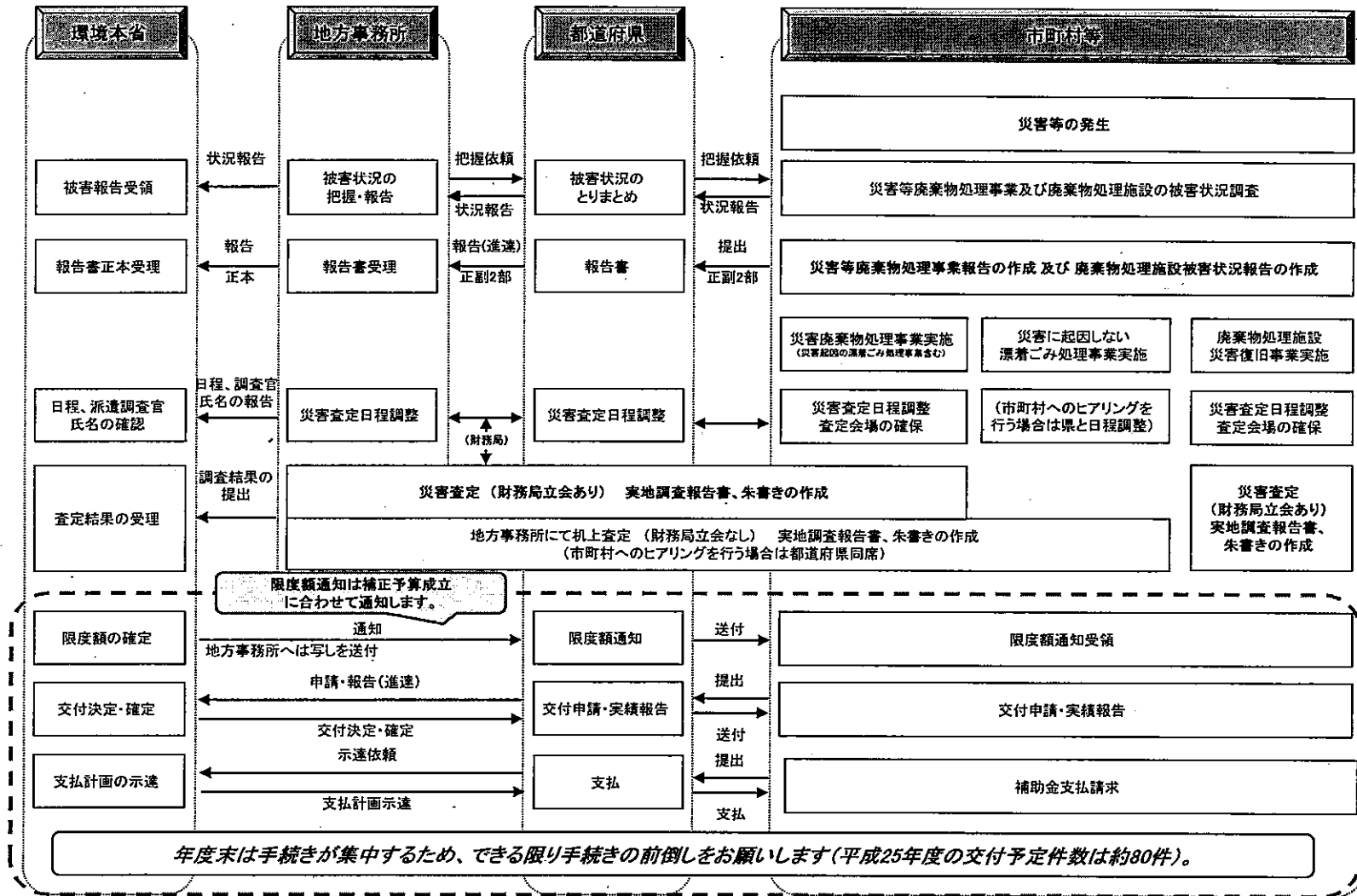
	記入欄
施設名称	
施設区分	
住所	
立入者、対応者	
立入日時	
人的被害関係	
施設の稼働状況	
施設の点検状況	
稼働していない場合での原因	
大規模な破損	
その他施設稼働に直接関係しない破損の状況	
ごみピット、予備貯留槽の残余能力	
施設復旧の目処	
指導内容	
備考	

### 4.3 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金に関する様式集

#### 4.3.1 交付フロー

## 災害等廃棄物処理事業費補助金等の交付フロー

別添1



4.3.2 災害廃棄物処理事業の報告 様式

別添資料(1)(様式)

番 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

〇〇市長 氏名 印 ○

災害等廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、平成 年 月 日の台風第 号により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害等の概況

具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は降雨量(1時間最大雨量、24時間最大雨量)を必ず記入すること。

2. 全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					漂着み被害	備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水		
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	m <sup>3</sup>	

3. 事業主体名 〇〇市

4. 事業区分 〇〇処理

5. 事業費見込額 〇〇円

6. 事業費算出内訳(別紙のとおり)

7. 添付資料

(1) 行政区域図等(縮尺1/25,000~1/50,000程度)

- ・被災区域を色分けすること。
- ・漂着ごみ被害については海岸保全区域がわかる図面を用いること。

(2) 被災写真

できるだけ詳細に撮影し、写真余白に番号を付して上記図面に撮影位置を明示すること。

(3) その他参考となる資料

漂着ごみ被害にあつては、漂着被害前の海岸の清潔の保持の状況を示す写真、海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の資料を添付すること。

(別紙)

## 事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
し尿処理			円	円	汲取家屋数〇〇〇戸
					汲取量 〇〇〇k l
					清掃期間 〇日
	(直営分)				
	燃料費	〇〇1	〇〇	〇〇〇	延〇〇台×〇〇1×@〇〇円=〇〇円
	薬品費			〇〇〇	〇〇×@〇〇円=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
	(委託分)				
	自動車借上料	〇〇台	〇〇	〇〇〇	延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円
	人夫賃	〇〇人	〇〇	〇〇〇	運転手延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円
	〇〇人	〇〇	〇〇〇	その他延〇〇×@〇〇円=〇〇〇円	
小計			〇〇〇		
	合計			〇〇〇	

- (注) 1. 直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。  
2. 諸経費は計上しないこと。

(別紙)

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
ごみ処理	(直営分)		円	円	
	燃料費	〇〇1	〇〇	〇〇〇	延〇〇台×〇〇1×@〇〇円=〇〇円
	薬品費			〇〇〇	〇〇×@〇〇円=〇〇〇円
	消耗品費			〇〇〇	燃料用シート 〇×@〇〇円=〇〇円
	小計			〇〇〇	
	(委託分)	〇〇台	〇〇	〇〇〇	延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円
	自動車借上料	〇〇人	〇〇	〇〇〇	運転手延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円
	人夫賃	〇〇人	〇〇	〇〇〇	その他延〇〇×@〇〇円=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
		合計			〇〇〇

- (注) 1. 直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。  
2. 諸経費は計上しないこと。



(別紙)

## 事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
漂着ごみ処理			円	円	
〇〇海岸分	収集費 (直営分)	〇m <sup>3</sup>		〇〇〇	
	自動車借上料			〇〇〇	〇t車 〇台×@〇〇円=〇〇〇円
	重機借上料			〇〇〇	バックホ0.25m <sup>3</sup> 延〇〇日×@〇〇円=〇〇〇円
	燃料費			〇〇〇	延〇〇台×〇〇l×@〇〇円=〇〇円
	運搬費 (委託分) ごみ運搬費	〇m <sup>3</sup>		〇〇〇	〇〇海岸～〇〇仮置場 〇km 別紙1のとおり(三者見積り)
〇〇海岸分	処分費 (委託分) 漂着ごみ処分費	〇m <sup>3</sup>		〇〇〇	別紙1のとおり(三者見積り)
	小計	〇m <sup>3</sup>		〇〇〇	
〇〇海岸分	収集費				
	運搬費				
	処分費				
	小計				
	合計				

- (注) 1. 漂着ごみの処理については、原則として1海岸ごとに整理すること。  
 2. 直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。  
 3. 諸経費は計上しないこと。

環境大臣 殿

〇〇市長 氏名 (印)  
 〇〇市環境センター理事長 氏名 (印)  
 〇〇市環境センター副理事長 氏名 (印)

廃棄物処理施設被害状況の報告について

標記のことについて、平成 年 月 日の台風第 号により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害の概要

具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は降雨量（1時間最大雨量、24時間最大雨量）を必ず記入すること。

2. 全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水	
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	

3. 廃棄物処理施設の被害状況

(1) 被害の概要

(具体的に記入すること。)

(2) 設置主体名

〇〇市

(一部事務組合の場合は、構成市町村名を付記すること。)

(3) 施設名

〇〇汚泥再生処理センター

(4) 処理方式

高負荷脱窒素処理方式

(5) 規模

50k l / 日

(6) 被害額

〇〇円

(7) 復旧見込額

〇〇円

(8) 建設年度

平成元年～2年度

(9) 建設に要した総事業費	円
国庫補助金	円
県費補助金	円
その他	円

(10) 災害復旧見込額内訳

区 分	員数	単 価	金 額	備 考
送水管復旧工事	1式	円	〇〇〇円	別紙設計書のとおり
電動機(3.7kw)分解修理	2台	〇〇	〇〇〇	別紙見積書のとおり
〃 (0.75kw)分解修理	1台		〇〇〇	〃
排水ポンプ修理	1式		〇〇〇	〃
計			〇〇〇	

注) 諸経費の算定にあたっては、昭和59年9月7日蔵計第2150号「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の別表3のとおりとする。

(11) 添付資料

ア. 行政区域図(縮尺1/25,000~1/50,000程度)

(施設の位置を明示すること。)

イ. 平面配置図(縮尺1/100~1/500程度)

(被災部分を色分けすること。)

ウ. 被災写真

できるだけ詳細に撮影し、写真余白に番号を付して上記図面に撮影位置を明示すること。例 (No)→

エ. その他参考となる資料

### 4.3.3 災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針（別紙（1））

#### 別紙（1）

#### 災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針

##### 1. 補助対象事業の範囲

- (1) 市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。（民間事業者及び市町村（一部事務組合を含む。）への委託事業を含む。以下同じ。）
- (2) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。

##### 2. 補助対象経費

補助対象となる経費は、1. に掲げる事業に要する経費とし、その内容は、次に掲げる経費とする。

- (1) 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分によること。）
- (2) 自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費
- (3) 機械器具の修繕費
- (4) し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- (5) 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- (6) 自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額
- (7) 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、(1)～(6)の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

##### 3. 補助対象から除外されるもの

1 市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあつては80万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては40万円未満のものとする。

##### 4. その他

市町村への委託事業は、廃棄物の処分が可能な民間事業者の受入量を十分勘案し実施するものとする。

また、市町村への委託費用が民間事業者の費用よりも高額とならないよう十分考慮するとともに、各市町村への委託費用の均衡を図り必要最小限度に留めること。

#### 4.3.4 補助金交付申請書

別紙(2)

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市 町 村 長 印

### 平成 年度災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付申請書

標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

申請額 金 円

(説明書類)

1. 事業計画説明書 (注) 別紙作成要領により記載すること。
2. 事業計画書 別表(1)
3. 国庫補助金所要額調書 別表(2)
4. 財源調書 別表(3)
5. 事業に要する経費の配分調書 別表(4)
6. 事業費明細書 別表(5)

(添付書類)

1. 歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本  
摘要欄等を設けて災害等廃棄物処理事業費に係る予算額を明記すること。
2. 請負又は委託事業のある場合は契約書写
3. その他参考となるもの

別 記

#### 事 業 計 画 説 明 書

1. 本事業の施行理由及び効果  
本事業の実態を把握するに便なるよう簡明、正確に記述し、かつ、事業による効果を記載するとともに、被害前後の状況を記述すること。
2. 事業計画明細  
本事業の概要を記述するとともに、補助事業にかかる事業計画を具体的に記載すること。
3. 施行方針  
補助事業に該当する各区分及び細分毎にその施行方針を具体的に記述すること。
4. 施行方法  
本事業の施行について、直営、請負の別を記述すること。ただし、直営、請負を併合するものは、各々の事業内容の概要を記述すること。
5. 事業場所
6. 事業実施期間

別表(1)

事業計画書

事業計画内容			国庫補助 基本額	単独事業
区分	費目	事業費		
し尿処理	〇〇〇〇 計	円	円	円
ごみ処理	〇〇〇〇 計			
漂着ごみ処理	〇〇〇〇 計			
合計				

別表(2)

## 国庫補助金所要額調書

区分及び 項目	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (C)	補助対象 事業費 (D)	国庫補助 基本額 (E)	国庫補助 所要額 (F)	備考
	円	円	円	円	円	円	

別表(3)

## 財 源 調 書

総事業費	財 源 内 訳						備考
	国庫 補助額	起債	都道府県 補助金	一般会計	特別会計	その他	
円	円	円	円	円	円	円	

## 別表(4)

## 事業に要する経費の配分調書

区 分	費 目	経 費 の 額			補助金 の 額	備 考
		直 営	請 負	計		
し尿処理	○ ○ ○ ○ 計	円	円	円	円	
ごみ処理	○ ○ ○ ○ 計					
漂着ごみ処 理	○ ○ ○ ○ 計					
合 計						

(注)「経費の額」欄は、国庫補助基本額と同額とすること。



別表(5)

## 事業費明細書

区分	費目	細分	形状規格 寸法	数 量	単 位	単価	金額	備考
し尿処理	○ ○ ○ 計	△△△△△				円	円	内訳をそれぞれ別紙として添付すること。
ごみ処理	○ ○ ○ 計	△△△△△						
漂着ごみ処理	○ ○ ○ 計	△△△△△						
合計								

#### 4.3.5 補助金事業実績報告書

別紙（3）

番 号  
年 月 日

環境大臣 殿

市 町 村 長 印

### 平成 年度災害等廃棄物処理事業費国庫補助金事業実績報告書

平成 年度において国庫補助金の国庫補助金の交付を受けた標記事業が完了したので、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第 14 条の規定により関係書類を添えて報告する。

精 算 額 金 円

（説明書類）

1. 交付決定通知

平成 年 月 日 第 号

2. 事業完了報告書

別紙（2）申請書 1. 事業計画説明書に準じて記載すること。

3. 収支精算書 別表 (1)

4. 事業費財源精算調書 別表 (2)

5. 国庫補助金受入額調書 別表 (3)

6. 事業に伴う収入控除額明細書 別表 (4)

7. 事業計画精算調書 別表 (5)

8. 事業費支出済額調書 別表 (6)

9. 事業費支出済額明細書 別表 (7)

（添付書類）

1.

歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

摘要欄等を設けて当該災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。

2. 請負又は委託事業のある場合は契約書写

別表(1)

## 収 支 精 算 書

総支出 済 額	寄付金 その他 収入額	差引額  (A) - (B) = (C)	実 支 出 額	国 庫 補 助 基本額	国 庫 補 助 所要額 (B) x 1/2	国庫補 助交付 決定額	国庫補 助受入 又は 見込額	差引過 △不足 額	備 考
(A)	(B)	= (C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) - (H)	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

別表(2)

## 事業費財源精算調書

総支出済額	財 源 内 訳						備 考
	国 庫 補助金	起 債	都道府県 補助金	一般会計	特別会計	その他	
円	円	円	円	円	円	円	

別表(3)

## 国庫補助金受入額調書

受入または受入見込額	受入年月日	備 考
円		

別表(4)

## 事業に伴う収入控除額明細書

区 分	金 額	備 考
	円	

別表(5)

## 事業計画精算調書

事業計画内訳			国庫補助 基本額	単 独 事 業
区 分	費 目	事業費		
		円	円	円

別表(6)

事業費支出済額調書

区分	費目	精算額	内 訳		備考
			請負	直営	
		円	円	円	

別表(7)

事業費支出済額明細書

区分	費目	細分	形状規格 寸法	数量	単位	単価	金額	備考
						円	円	

環 境 大 臣 殿

市 町 村 長 印

平成 年度災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の  
交付申請並びに事業実績報告について

標記補助金の精算交付を関係書類を添えて次のとおり申請する。

精算交付申請額 金 円

(説明書類)

1. 事業完了報告書
2. 収支精算書
3. 事業費財源精算調書
4. 国庫補助金受入額調書 別紙(3)に準じて記載すること。
5. 事業に伴う収入控除額明細書
6. 事業計画精算調書
7. 事業費支出済額調書
8. 事業費支出済額明細書

(添付書類)

1. 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本  
摘要欄等を設けて当該災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。
2. 請負又は委託事業のある場合は契約書写し

別紙(2)

番 年 月 日

環 境 大 臣 殿

市 町 村 長 印

平成 年度災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付申請書

標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

補助金申請額を記載して下さい。別表(2)のF欄に一致します。

申請額 金10,000,000円

(説明書類)

- 1. 事業計画説明書 (注) 別紙作成要領により記載すること。
- 2. 事業計画書 別表(1)
- 3. 国庫補助金所要額調書 別表(2)
- 4. 財源調書 別表(3)
- 5. 事業に要する経費の配分調書 別表(4)
- 6. 事業費明細書 別表(5)

○申請額の根拠資料となる資料(契約書等)については、災害報告書に添付をしても再度添付をして下さい。  
○図面などの参考資料は災害報告書に添付があれば添付は必要ありません。

(添付書類)

- 1. 歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本  
摘要欄等を設けて災害等廃棄物処理事業費に係る予算額を明記すること。
- 2. 請負又は委託事業のある場合は契約書写
- 3. その他参考となるもの

災害報告書に記載をしている処理の方針などをもとに簡潔に記載して下さい。

別 記

事 業 計 画 説 明 書

- 1. 本事業の施行理由及び効果  
本事業の実態を把握するに便なるよう簡明、正確に記述し、かつ、事業による効果を記載するとともに、被害前後の状況を記述すること。
- 2. 事業計画明細  
本事業の概要を記述するとともに、補助事業にかかる事業計画を具体的に記載すること。
- 3. 施行方針  
補助事業に該当する各区分及び細分毎にその施行方針を具体的に記述すること。
- 4. 施行方法  
本事業の施行について、直営、請負の別を記述すること。ただし、直営、請負を併合するものは、各々の事業内容の概要を記述すること。
- 5. 事業場所
- 6. 事業実施期間

別表(1)

事業計画書

事業計画内容			国庫補助	単独事業
区分	費目	事業費	基本額	
し尿処理	し尿処理費	500,000円	500,000円	0円
ごみ処理	計	500,000円	500,000円	0円
	収集・運搬費	4,000,000円	4,000,000円	0円
	処理・処分費	10,500,000円	10,000,000円	500,000円
	委託料	6,000,000円	5,500,000円	500,000円
	有価物売却益	▲500,000円	—	—
	計	20,000,000円	19,500,000円	1,000,000円
漂着ごみ処理	○○○○			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">                     該当のない欄は適宜削除して下さい。                      赤字部分は記載例です。                      (以下、同じ)                 </div>				
合計		20,500,000円	20,000,000円	1,000,000円



別表(2)

## 国庫補助金所要額調書

区分及び 項目	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (C)	補助対象 事業費 (D)	国庫補助 基本額 (E)	国庫補助 所要額 (F)	備考
	円	円	円	円	円	円	
し尿処理	500,000	0	500,000	500,000	500,000	250,000	
ごみ処理	20,500,000	500,000	20,000,000	19,500,000	19,500,000	9,750,000	
計	21,000,000	500,000	20,500,000	20,000,000	20,000,000	10,000,000	

有価物の売却益が見込まれる場合には (B) 欄に数字を計上して下さい。

別表(3)

## 財 源 調 書

総事業費	財 源 内 訳						備考
	国庫 補助額	起 債	都道府県 補助金	一般会計	特別会計	その他	
円	円	円	円	円	円	円	
21,000,000	10,000,000	—	—	10,500,000	—	500,000	

## 別表(4)

## 事業に要する経費の配分調書

区分	費目	経費の額			補助金の額	備考
		直営	請負	計		
し尿処理	し尿処理	円 500,000	円 0	円 500,000	円 250,000	
	計	500,000	0	500,000	250,000	
ごみ処理	収集・運搬費	0	4,000,000	4,000,000	2,000,000	
	処理・処分費	0	10,000,000	10,000,000	5,000,000	単費500,000
	委託料	0	5,500,000	5,500,000	2,750,000	単費500,000
	有価物売却益	—	—	—	—	▲500,000
	計	0	19,500,000	20,000,000	9,750,000	
漂着ごみ処理	○ ○ ○ ○					
合計		500,000	19,500,000	20,500,000	10,000,000	

(注) 「経費の額」欄は、国庫補助基本額と同額とすること。

別表(5)

事業費明細書

区分	費目	細分	形状規格	数量	単位	単価	金額	備考
し尿処理	し尿処理			1	式	500,000	500,000	内訳をそれぞれ別紙として添付すること。
	計					500,000	500,000	
ごみ処理	収集・運搬費	△△△△△		200	台	20,000	4,000,000	内訳別紙○
	処理・処分費	△△△△△		210	t	50,000	10,500,000	内訳別紙○
	委託料	△△△△△		1	式		6,000,000	内訳別紙○
	有価物売却益	△△△△△		1	式		▲500,000	内訳別紙○
	計						20,000,000	
漂着ごみ処理	○ ○ ○	△△△△△						
	計							
合計							20,500,000	

員数や単価が確認できる根拠資料を添付して下さい。(単価契約などは数量の集計表を添付すること。)

災害報告書の事業費算出内訳に合わせて作成下さい。

○災害査定時から数量等が減少している場合には数字を更新して下さい。  
○災害査定を受けていない項目の追加計上はできません。

環境大臣 殿

市 町 村 長 印

平成 年度災害等廃棄物処理事業費国庫補助金事業実績報告書

平成 年度において国庫補助金の交付を受けた標記事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により関係書類を添えて報告する。

精 算 額 金10,000,000円

補助金額を記載して下さい。別表(1)のH欄に一致します。

(説明書類)

- 1. 交付決定通知 平成〇年〇月〇日 環廃対発第1300001号
- 2. 事業完了報告書  
別紙(2)申請書1. 事業計画説明書に準じて記載すること。
- 3. 収支精算書 別表(1)
- 4. 事業費財源精算調書 別表(2)
- 5. 国庫補助金受入額調書 別表(3)
- 6. 事業に伴う収入控除額明細書 別表(4)
- 7. 事業計画精算調書 別表(5)
- 8. 事業費支出済額調書 別表(6)
- 9. 事業費支出済額明細書 別表(7)

変更交付決定を受けていても当初交付決定の通知日、番号を記載して下さい。

事業完了報告書は添付モレが多いので要注意。

(添付書類)

- 1. 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本  
摘要欄等を設けて当該災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。
- 2. 請負又は委託事業のある場合は契約書写

○実績額を確認するため、支出実績(数量及び支出済額等)が確認できる資料(支出命令書+請求書+検査調書の3点セット)を添付して下さい。契約書は交付申請時に添付したのから変更がなければ実績報告書への添付は不要です。

○なお、実績報告書提出時までには支出が完了していない場合には、検査調書など、契約どおりに業務が履行されたことが確認できる資料を添付して下さい(市町村等から委託業者等への支払が完了していなくても実績報告書の提出は可能です)。

別表(1)

収 支 精 算 書

総支出 済 額	寄付金 その他 収入額	差引額  (A) - (B) = (C)	実 支 出 額	国 庫 補 助 基本額	国 庫 補 助 所要額 (E) x 1/2 (F)	国庫補 助交付 決定額	国庫補 助受入 又は 見込額 (H)	差引過 △不足 額 (G) - (H)	備 考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
円 20,500,000	円 500,000	円 20,000,000	円 20,000,000	円 20,000,000	円 10,000,000	円 10,000,000	円 10,000,000	円 0	

有価物の売払収入がある場合には  
(B) 欄に数字を記載して下さい。

交付決定額よりも実績額が下回る場合が想定されます。その場合には、(G-H) 欄に計上された数字が不用額となります。

別表(2)

事業費財源精算調書

総支出済額	財 源 内 訳						備 考
	国 庫 補助金	起 債	都道府県 補助金	一般会計	特別会計	その他	
円 20,500,000	円 10,000,000	円 -	円 -	円 10,500,000	円 -	円 -	

別表(3)

## 国庫補助金受入額調書

受入または受入見込額	受入年月日	備 考
10,000,000円	平成〇年〇月中旬見込	

別表(4)

## 事業に伴う収入控除額明細書

区 分	金 額	備 考
	円	
有価物売却収入	500,000	

該当ある場合には「有価物売却収入」として金額を計上して下さい。

別表(5)

## 事業計画精算調書

事業計画内訳			国庫補助	単 独 事 業
区 分	費 目	事業費	基本額	
		円	円	円
し尿処理	し尿処理	500,000	500,000	0
ごみ処理	収集・運搬費	4,000,000	4,000,000	0
	処理・処分費	10,500,000	10,000,000	500,000
	委託料	6,000,000	5,500,000	500,000
	有価物売却益	▲500,000	—	—
	計	20,500,000	20,000,000	1,000,000

別表(6)

## 事業費支出済額調書

区分	費目	精算額	内 訳		備 考
			請 負	直 営	
		円	円	円	
し尿処理	し尿処理	500,000	0	500,000	
ごみ処理	収集・運搬費	4,000,000	4,000,000	0	
	処理・処分費	10,000,000	10,000,000	0	
	委託料	5,500,000	5,500,000	0	単費500,000円
	有価物売却益	—	—	—	単費500,000円
	計	20,000,000	19,500,000	500,000	売却益▲500,000円

別表(7)

## 事業費支出済額明細書

区分	費目	細分	形状規格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
						円	円	
し尿処理	し尿処理			1	式	500,000	500,000	
ごみ処理	収集・運搬費			200	台	20,000	4,000,000	内訳別紙○
	処理・処分費			210	t	50,000	10,500,000	内訳別紙○
	委託料			1	式		6,000,000	内訳別紙○

交付申請書に計上した費、目と一致させて下さい。

実績額を計上して下さい。支出命令書等の根拠資料と係数が一致するかを十分に確認願います。

環 境 大 臣 殿

市 町 村 長 印

平成 年度災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の  
交付申請並びに事業実績報告について

標記補助金の精算交付を関係書類を添えて次のとおり申請する。

精算交付申請額 金 円

(説明書類)

1. 事業完了報告書
2. 収支精算書
3. 事業費財源精算調書
4. 国庫補助金受入額調書
5. 事業に伴う収入控除額明細書
6. 事業計画精算調書
7. 事業費支出済額調書
8. 事業費支出済額明細書

別紙(3)に準じて記載すること。

(添付書類)

1. 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本  
摘要欄等を設けて当該災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。
2. 請負又は委託事業のある場合は契約書写し

実績報告書の記載例を参考に作成して下さい。添付資料は、契約書等のほかに、支出実績が確認できる資料(原則として支出命令書+検査調書+請求書の3点セット)を添付して下さい。



## 5 環境省 災害廃棄物対策指針の技術資料

本計画策定モデルで、参照すべきものとして記載した技術資料は、主要なものは環境省災害廃棄物対策指針の技術資料です。

環境省災害廃棄物対策指針の技術資料は、下記のような情報サイトが構築され、指針本体と技術資料等がいつでも閲覧、印刷できるようになっています。ご活用ください。

- ・ 公式 WEB 環境省災害廃棄物対策指針 情報ウェブサイト  
<http://www.dwasteguideline.or.jp/>
- ・ 便利な、目次一覧・一括ダウンロードがあります  
<http://www.dwasteguideline.or.jp/toc/index.html>

**環境省 災害廃棄物対策指針 情報ウェブサイト**

Ministry of the Environment  
Disaster Waste Management Guidelines  
Information Site

TOPページ

**災害廃棄物対策指針の使い方**

本指針は、東日本大震災、及び近年全国各地で発生した大雨、雹害、台風等への対応から得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成10年に策定された指針を改定するとともに、平成17年に策定された水害廃棄物対策指針との統合を行うものです。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に、是非ご活用ください。

本指針は、「本編」と「資料編」の2つのパーツから成り立っています。

本編は

- 指針の目的や基本的な事項を記載した「第1編 総則」と、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階で検討が必要な事項をまとめた「第2編 災害廃棄物対策」の2部構成となっています。
- 特に発生頻度が高い大雨や台風等の水害対策については、関連する部分に「水害」マークをつけるとともに、各章の末尾に「水害廃棄物対策の特記事項」を示しています。

資料編は

- 本編の内容を補足するものです。
- 災害廃棄物処理に関する具体的な手法や事例をまとめた「技術資料」と、事務手続者に必要な法令や様式集等をまとめた「参考資料」の2部構成となっています。
- 資料の数が多いため、本ウェブサイトでキーワードや災害の種類ごとに検索することができるようになっています。

**指針の構造**

指針本体  
↑ 補足  
技術資料 参考資料

**本編中での技術資料記載例**

本編の文章中に、当該指針の作成に際して必要と思われる技術資料の番号と資料名が、該当する項目ごとに記載されていますので、検索してください。

【表1-7 指針】

**おすすめリンク**

- ◎ 環境省 担当部署
- ◎ (公)国立環境研究所
- ◎ (一社)廃棄物資源循環学会
- ◎ (公財)廃棄物・3R研究財団

環境省災害廃棄物対策指針

引用：環境省災害廃棄物対策指針 情報ウェブサイト、ホームページ、平成26年4月時点

計画モデルの参照にあげた技術資料リスト（環境省災害廃棄物対策指針）

- 【技 1-24 住民等への情報伝達・発信（災害時）】
- 【技 1-11-1-2 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法】
- 【技 1-20-17 し尿・生活排水の処理】 ※仮設トイレの種類の提示あり
- 【技 1-11-1-2 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計方法】
- 【技 1-12 避難所における分別例】
- 【技 2-10 消毒剤・消臭剤等の薬剤の散布について】
- 【技 1-13-2 運搬車両台数の算定方法】
- 【技 1-13-1 必要資機材】
- 【技 1-13-3 収集運搬車両の確保とルート計画にあたっての留意事項】
- 【技 1-11-1-1 災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）の推計方法】
- 【技 1-11-2 災害廃棄物の処理可能量の試算方法】
- 【技 2-9 一棟当たりの水害廃棄物量】
- 【技 1-8 処理のスケジュール（例）】
- 【技 1-11-3 処理フロー】
- 【技 1-14-4 仮置場の必要面積の算定方法】
- 【技 1-14-5 仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項】
- 【技 1-14-6 仮置場の運用にあたっての留意事項】
- 【技 1-14-8 仮置場の復旧】 国が未定稿
- 【参 12 処理・処分施設の点検手引きの例～管理型処分場】
- 【参 13 処理・処分施設の点検手引きの例～ごみ焼却施設】
- 【参 18 災害廃棄物処理事業費の国庫補助事業について】
- 【技 1-16-3 選別・処理の方法】
- 【技 1-18-1 再資源化の方法（例）】
- 【技 1-20-1 混合可燃物の処理】
- 【技 1-20-2 海水を被った木材等の処理】
- 【技 1-20-3 木質系廃棄物の処理】
- 【技 1-20-4 コンクリート、アスファルト類の処理】
- 【技 1-20-5 廃タイヤ類の処理】
- 【技 1-20-6 家電リサイクル法対象製品の処理】
- 【技 1-20-7 その他の家電製品の処理】
- 【技 1-20-8 廃自動車の処理】
- 【技 1-20-9 廃バイクの処理】
- 【技 1-20-10 廃船舶の処理】
- 【技 1-20-11 水産廃棄物の処理】
- 【技 1-20-12 農林・畜産廃棄物の処理】
- 【技 1-20-13 津波堆積物の処理】
- 【技 1-20-18 漂着した災害廃棄物の処理】
- 【技 1-20-19 火災廃棄物の処理】
- 【技 1-19-1 最終処分の例】
- 【【技 1-15-2 防じんマスクによる飛散粉じん対策】
- 【技 1-20-4 コンクリート、アスファルト類の処理】
- 【技 1-20-14 石綿の処理】
- 【技 1-20-15 個別有害危険製品の処理】
- 【技 1-14-7 環境対策、モニタリング、火災防止対策】
- 【技 1-20-19 火災廃棄物の処理】
- 【参 14 建築物の解体・撤去に係る石綿飛散防止対策】
- 【技 1-15-1 損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項】
- 【【技 1-16-1 破碎・選別機の種類】
- 【技 1-16-2 仮設破碎機の必要基数の算定方法】
- 【技 1-17-1 仮設焼却炉の種類】
- 【技 1-20-16 貴重品、思い出の品の取扱い】

## 6 索引

行	項目、用語	掲載ページ	
		指針	市町計画モデル
あ行	石綿	—	3-23, 3-24, 4-3, 4-4
	一般廃棄物処理（ごみとし尿）施設等への対策	18	3-17
	一般廃棄物処理施設等の状況	17	1-6
	思い出の品	19	2-8, 4-5
か行	仮設処理施設	12, 19	4-1, 4-4
	仮置場の設置、運営管理、返却	18	3-13
	環境対策、モニタリング、火災防止対策	19	4-1, 4-2
	がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去	19	4-3
	関係機関、民間事業者等との連携	14, 17	2-6
	教育、訓練	2, 14	1-3
	業務班ごとのフロー（業務概要）	17	2-2
	計画のチェック・見直し（進行管理）	2, 16	1-3
	計画の位置付け	1, 16	1-2
	計画モデルの主な構成	16～19	—
	計画策定と進行管理の流れ	2	1-3
	計画策定の目的	1, 16	1-1
	警察、消防等との連携	17	2-8
	広域処理の手続き	14, 18	3-22
	広報と情報発信	17	2-8
	コンクリートがら等	10	1-5, 3-11
さ行	災害廃棄物の種類	10	1-5, 3-18
	災害廃棄物処理に関する応援協定	14	2-6
	災害廃棄物処理計画で想定する災害	5	1-4
	災害廃棄物処理計画	1, 2, 3, 5, 11, 16, 18, 20	1-1, 1-3, 1-4, 2-2, 3-5
	災害廃棄物処理計画策定の目的と位置付け	1	1-1, 1-2
	災害廃棄物処理実行計画	11, 12, 13, 18	2-2, 3-5, 3-7, 3-8
	災害発生時の被害の様相	7	—
	最終処分	13, 18	3-10, 3-19, 3-21, 3-23
	市町災害廃棄物処理計画モデルの構成	16	—
	し尿処理	3, 12, 17	2-1, 2-2, 2-4, 3-1, 3-17
	支援体制	14, 17	2-1, 2-6, 3-22
	時系列による計画構成	20	—
	収集運搬計画	18	3-5
	処理スケジュール	18	3-8
	処理にあたる組織（体制の確保）	12	—
	処理フロー	1, 2, 18, 20	2-2, 3-10, 3-11, 3-12, 3-18, 3-21, 3-25
	処理主体と役割分担	13	2-2
	情報収集及び連絡体制	17	2-4
	水害	4, 10	1-1, 3-5, 3-7, 3-19
	生活ごみ等（避難所ごみ）の処理	18	3-3
	組織・体制	3, 12, 17, 20	2-1
	災害によって発生する廃棄物	10, 16	1-1, 1-5

た行	対象とする災害	4, 16	1-4
	竜巻	4	—
	適正処理困難物	10, 19	1-5, 3-10, 3-22
	地域特性ごとにみた課題	8	—
	津波堆積物	8, 10, 19	1-4, 1-5, 3-6, 3-11, 3-20, 3-25, 3-26
な行	二次災害	8, 11	—
は行	廃棄物推計量	16, 18	1-4
	廃棄物の種類	10, 16	1-5
	発災後の処理の流れ	11	—
	発生量・処理可能量	18	3-6, 3-10, 4-4
	阪神・淡路大震災	11	1-1
	東日本大震災	11, 13, 20	1-1, 3-2, 3-18, 3-19, 3-20, 3-26
	避難所ごみ	8, 10, 16, 18, 20	1-5, 3-2, 3-3, 3-4, 3-7, 3-8
	風水害	5, 6	1-4
	腐敗性廃棄物	8, 10	1-5, 3-18, 3-19, 4-2
	分別・処理・再生利用	18	3-18
や行	有害物質含有廃棄物等	10, 19	1-5, 3-22,
ら行	路上の廃棄物の除去	16, 17	3-1
英字	RDF化施設における留意点	9	—